

消防の動き



平成16年

1月号

No.394

平成15年版 消防白書 要旨

市町村合併に伴う消防本部の広域再編成の推進

「自治体消防55周年記念大会」等の開催

消 防 庁

年頭の辞



消防庁長官 石井 隆 一

平成16年の新春を迎えるに当たり、全国の消防関係者の皆様に謹んで年頭の御挨拶を申し上げますとともに、日頃の御尽力に対して心から敬意を表し、深く感謝申し上げます。

さて、我が国の消防は、昭和23年に自治体消防として発足して以来、関係各位のたゆまぬ御努力の積重ねにより、着実な発展を遂げ、国民の安全の確保に大きな役割を果たして参りました。

特に自治体消防55周年を迎えた昨年は、消防にとって大きな節目の年となりました。すなわち、6月に、大規模・特殊災害時における全国的な緊急対応体制の充実・強化のための消防組織法の大幅改正や、火災原因調査の強化・消防用設備等の技術基準への性能規定の導入等のための消防法の大規模改正が行われました。また、「指示なし除細動」の実施など、救急救命士の処置範囲の拡大等の施策を講ずるとともに、住宅防火対策や石油コンビナート災害防止の対策に向けた法令改正の大綱づくりなどを推進したところであります。

また、昨年を顧みましても、宮城県北部地震や、九州地方を襲った集中豪雨、台風十号や北海道十勝沖地震などの自然災害とともに、全国各地で企業災害が相次いで発生し、国民の生活に大きな不安を与えました。かねて、東海地震、東南海・南海地震、南関東直下型地震等の発生が懸念されており、緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、国民保護法制の具体化に伴い、警報の伝達、避難誘導等に必要な資機材等を含め、適切な体制整備を進める必要があると考えております。

このような状況の下、災害等から国民の生命、財産等を守るという消防の責務は、ますます大きなものとなり、消防団をはじめ住民や企業など、幅広い地域社会と連携しつつ、総合的な消防防災体制の整備を図っていくことが重要です。

消防庁といたしましては、引き続き、国・地方を通ずる消防防災力の強化、火災予防対策等の一層の推進、救急救命等の充実・高度化、有事に備えた国民保護のための体制づくり等、各般の施策に積極的に取り組んで参りたいと考えております。

皆様方におかれましては、我が国の消防の更なる発展と、国民が安心して暮らせる安全な地域づくりのために、より一層御尽力いただきますようお願い申し上げます。

皆様方のますますの御健勝と御発展を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



平成15年版 消防白書 要旨

総務課

平成15年版消防白書が、平成15年12月16日の閣議報告を経て公表されました。ここでは、「特集」「緊急報告」「緊急報告」を中心に、白書のポイントを紹介します。

平成15年版消防白書の主な統計数値の特色としては、

出火件数 6万3,651件（前年比60件増）

出火原因 「放火」によるものが8,216件（6年連続で最多）

火災による死者数 2,235人（前年比40人増）

消防団員数 92万8,432人（前年比8,737人減）

救急隊出場件数 455万4,185回（前年比15万5,805件増・国民の29人に1人が救急搬送された計算）

1 全体の構成

特集

「消防組織法・消防法の改正と新たな消防行政の展開」

緊急報告

「救急救命士の処置範囲の拡大について」

緊急報告

「多発する企業災害とその対応」

本文

第1章 災害の現況と課題

第2章 消防防災の組織と活動

第3章 自主的な防災活動と災害に強い地域づくり

第4章 規制改革への対応

第5章 国際的課題への対応

第6章 消防防災の科学技術の研究・開発

第7章 今後の消防防災行政の方向

附属資料等

2 特集「消防組織法・消防法の改正と新たな消防行政の展開」

「消防組織法及び消防法の一部を改正する法律」が、平成15年6月に成立した。特集では、今回の改正を受けて地方公共団体や消防関係者に期待される役割、新制度による社会的な効果などについて解説しています。

消防組織法の改正

市町村消防の原則を基本的に維持した上で、市町村消防では対応しきれない大規模・特殊災害対策につい

て、国や都道府県に一定の役割・責任を付与

大規模及び特殊災害時における全国的観点からの緊急対応体制の充実・強化

緊急消防援助隊が法定され、消防庁長官による出動の指示、総務大臣による施設設備等の基本計画の策定等の新たな枠組みが導入されたことを受け、必要な登録部隊数の確保、部隊の装備及び教育訓練の充実を進め、その実効性を高めていく。

市町村には援助隊への登録・参画が期待されるほか、装備・教育訓練の充実や指揮能力の向上が求められる。

都道府県によるヘリコプターを使用した市町村支援の導入

ドクターヘリの運用等により救命率の向上を図り、テレビ電送システム等の普及を通じた情報収集力の強化や、離着陸場等の災害時への備えを充実させることが必要である。

自主防災組織への教育訓練機会の提供

自主防災組織のメンバー等への講習を充実させるとともに、防災・危機管理e-カレッジについて平成16年2月を目途に実施していく。

常備消防の設置義務制度の廃止

消防法の改正

消防用設備等の技術上の基準に対する性能規定の導入

性能規定を導入し、総務大臣による認定制度等が図られたことから、消防設備等に係る新技術の防火安全性を検証する方法を早期に確立し、円滑な導入を図ることが必要である。

（例：共同住宅用消防用設備等、新型スプリンクラー等）

消防庁による主体的な火災原因調査

消防庁と独立行政法人消防研究所の調査体制の整備充実を図ることにより、調査・分析結果を活かし、より実効的な火災予防行政を推進する。

救急業務の実施義務制度の廃止

3 緊急報告 「救急救命士の処置範囲の拡大について」

救急救命士制度は、平成3年に創設され、心肺停止傷病者の救命効果の向上と救急業務の高度化に大きな成果をもたらしてきました。

消防庁では、欧米に比べて非常に限定されている救急救命士の処置範囲の拡大等を厚生労働省とともに検討し、平成15年4月から順次拡大を図ることとしている。ここでは、具体的取組について解説しています。

除細動

平成15年4月1日から医師の具体的指示を要せず、迅速に実施することが可能となった（救急救命士法施行規則改正）。

消防庁としては、円滑的な実施に向けて、カリキュラムに基づく講習会の実施、メディカルコントロール体制の整備を要請

これらを踏まえ平成15年4月から各地域で指示なし除細動が実施され、迅速な除細動により救命効果が向上（表1参照）

気管挿管

必要な講習カリキュラム・テキストの策定が平成15年内に行われ、各都道府県の消防学校を中心に、平成16年早々から講習が開催される予定

講習終了後、医療機関における実習を経て、平成16年7月目途に実施予定

薬剤投与

エピネフリンを中心とした最小限の薬剤をドクターカー等でその有効性等の研究・検証を実施し、平成15年中を目途に結論を取りまとめ

結論として薬剤投与を認める場合には、実施するに当たって必要な措置を講じ、早期実施を目指す。

メディカルコントロール体制

救急救命士の処置範囲の拡大は、メディカルコントロール体制の構築が前提とされており、現在、体制の整備・充実を推進

更なる救命効果向上のための救命講習の推進

救急自動車到着前にバイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当が適切に実施されるよう、応急手当の普及啓発と救命講習の開催を推進

消防機関による救命講習の受講者は、平成6年中には全国で25万人であったが、平成14年中には102万人を超えるなど急速に増大している。

今後とも一般住民への応急手当の普及啓発と救命講習の開催を推進する。

4 緊急報告 「多発する企業災害とその対応」

危険物施設の火災・漏えい事故は、平成6年以降増大傾向にあり、平成12年に過去最悪となる511件を記録した後、ほぼ同水準で高止まりの状態を推移しており、憂慮すべき事態となっています。特に、今年に入り、新日本製鐵(株)、(株)ブリヂストン、出光興産(株)など、我が国を代表する企業の危険物施設を含めた産業施設での火災事故等が連続し、大規模な被害をもたらしています。（次頁表2参照）

ここでは、一連の産業事故を受け、今後の産業事故防災体制の構築に向けた取り組みについて解説しています。

関係企業からのヒアリング

経営合理化策の安全管理への影響

施設・設備の老朽化対策

災害時における事業所の通報・応急体制 等

関係省庁と連携した対策の検討

9月以降次の事項について検討を行っている。

表1 包括的指示による除細動の効果(大都市)

| | 心肺停止患者 (a) | 除細動実施数 (b) | 比率 (b)/(a) | 心拍再開数 (c) | 比率 (c)/(b) | 1ヶ月生存数 (d) | 比率 (d)/(b) |
|-------------|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|---------------|
| 平成14年 4月～9月 | 9,501 | 795 | 8.4% | 256 | 32.2% | 124 | 15.6% |
| 平成15年 4月～9月 | 9,835 | 1,153 | 11.7% | 426 | 36.9% | 194 | 16.8% |

大都市:政令指定都市及び東京都特別区(事務委託団体を含む)

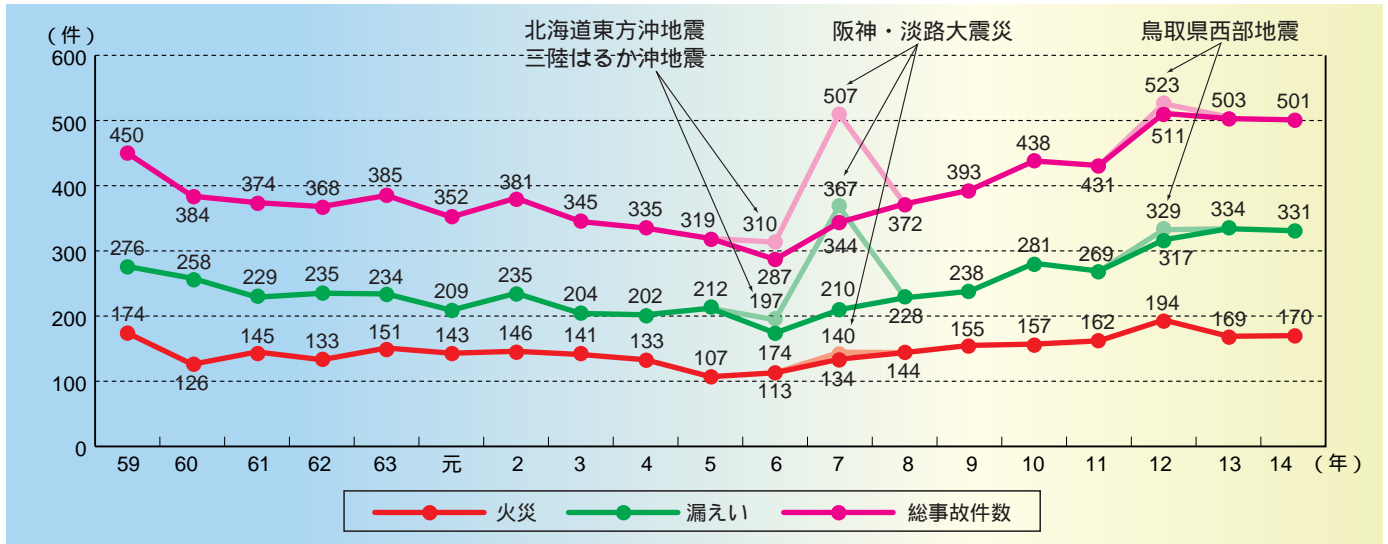
注:心肺停止患者(a)には除細動の可能性の低い症例(心肺停止の時点を目撃されていない症例、外傷等に伴う非心原性症例)を含む。

3.3pointのUP

4.7pointのUP

1.2pointのUP

表2 危険物施設における火災・漏えい事故件数の推移



北海道東方沖地震、三陸はるか沖地震、阪神・淡路大震災及び鳥取県西部地震による事故を含む事故件数は参考に記載。

各省庁の最近の取り組みに関する情報交換
 産業事故災害増加の共通的な要因に関する情報収集・検討
 産業界からのヒアリング
 災害防止対策のあり方に関する検討

これらの検討結果等を踏まえ、産業事故災害防止について、共通的な指針をとりまとめ、平成15年中に産業事故災害再発防止の徹底を関係業界へ要請予定

石油コンビナート等特別防災区域における防災対策の充実方策の検討

平成15年9月26日の十勝沖地震に伴う苫小牧市内の出光興産(株)石油精製事業所において、多数の屋外貯蔵タンクの損傷、油漏れ等の被害が発生し、浮き屋根式タンクの火災が発生(うち1基全面火災)したほか、この災害では従来の想定とは異なる以下のような5つの課題が顕在化

- 浮き屋根式タンクの地震に対する安全性
- 浮き屋根式タンクで発生した新たな態様の火災(全面火災)
- 浮き屋根式タンクの全面火災対応資機材の配備
- 泡消火薬剤の備蓄増強
- 特定事業所における防災体制の充実、強化

このため消防庁では、石油コンビナート等特別防災区域における必要な安全対策について、石油コンビナート等災害防止法令や消防法令の改正も視野に入れ、平成15年中を目途に具体的な方策等について検討・取りまとめを実施

ごみ固形化燃料等関係施設の安全対策の検討

消防機関によるごみ固形化燃料等の貯蔵・取扱い情報の把握、ごみ固形化燃料の性状管理、温度監視等の発熱・発火防止等及び発災時の消火対策等の拡大防止対策が確実に行われるよう検討を行い、平成15年中を目途に必要な火災事故防止対策のとりまとめを実施

消防職団員の消防活動における安全管理の充実強化策の検討

最近の事案を踏まえた事故回避・抑止のための背後要因(心理状態等)の抽出などを行い、平成16年春を目途に検討策のとりまとめを実施

5 本文の記述内容

第1章 災害の現況と課題

この章では、出火状況、火災による死者の状況等をはじめ、各種災害の現況及び最近の動向、消防行政の現況と課題等について、次の災害の分野ごとに記述しています。

- 火災予防
- 危険物施設等における災害対策
- 石油コンビナート災害対策
- 林野火災対策
- 風水害対策
- 火山災害対策
- 震災対策
- 特殊災害対策等

第2章 消防防災の組織と活動

この章では、常備消防機関及び消防団の体制や活動状況、消防の広域応援等について、次の項目ごとに記述しています。

消防体制

...消防組織、消防施設、消防財政、消防体制の整備の課題

消防職団員の活動

...活動状況、公務災害の状況、勤務条件等、安全衛生体制の整備、消防表彰等

教育訓練体制

...消防職員及び消防団員の教育訓練、職場教育、消防学校における教育訓練、消防大学校における教育訓練及び技術的援助、その他の教育訓練、全国消防救助技術大会等の実施、防災教育の普及、教育訓練体制の課題

救急体制

...救急業務の実施状況、救急業務の実施体制、救急医療体制、救急業務体制の整備の課題

救助体制

...救助活動の実施状況、救助活動の実施体制、テロ対策、救助体制の整備の課題

航空消防防災体制

...航空消防防災体制の現況、航空消防防災体制の課題
国と地方公共団体の防災体制

...国と地方の防災組織等、地域防災計画、防災訓練の実施、防災体制の整備の課題

広域消防応援

...消防の広域応援体制、緊急消防援助隊の整備、広域防災応援体制

消防防災の情報化の推進

...災害に強い消防防災通信ネットワークの整備、被害状況等に係る情報の収集・伝達、情報処理システムの活用、情報化の今後の展開

第3章 自主的な防災活動と災害に強い地域づくり

災害に強い安全な地域社会をつくるためには、国民の防火防災意識の高揚を図ることが必要であり、また、大規模災害に的確に対応するためには、地域における自主的な防災活動や、ボランティアによる活動が重要です。

この章では、防火防災意識の高揚等について、次の項目ごとに記述しています。

防火防災意識の高揚

...火災予防運動、危険物に関する意識高揚、防災知識の普及啓発

住民等の自主防災活動

...コミュニティにおける自主防災活動、事業所の自主防災体制、災害時のボランティア活動

災害に強い安全なまちづくり

...防災基盤等の整備、防災に配慮した地域づくり

第4章 規制改革への対応

消防行政に係る安全規制については、国民の生命、身体及び財産の保護のために極めて重要であるが、近年、国際化の進展や社会経済活動の多様化等を背景に、規制緩和などの規制改革が大きな課題となっています。

この章では、「規制改革推進3か年計画(改定)」に基づく規制改革、性能規定化への取り組みや構造改革特区制度において実施することができる特例措置の取り組み状況等について記述しています。

第5章 国際的課題への対応

災害から、生命、身体及び財産を守ることは各国共通の課題であり、消防における国際協力・国際交流は、人道主義、国際社会への貢献、環境保全等の観点から、必要性・緊急性の高い分野です。

この章では、開発途上諸国へのODAを含む消防技術協力や、先にアルジェリア国で発生した地震の際に救助活動を行った国際消防救助隊の活動等について次の項目ごとに記述しています。

国際協力・国際交流

...開発途上諸国からの研修員受入れ、開発途上諸国への専門家派遣、プロジェクト方式技術協力の実施、国際交流

国際緊急援助

基準・認証制度の国際化への対応

...消防用機械器具等の国際規格の現況、規格の国際化への対応

地球環境の保全

...ハロン消化剤等の使用抑制、消防用設備等における環境・省エネルギー対策の推進、燃料電池の実用化に向けた規制の再点検の実施

第6章 消防防災の科学技術の研究・開発

災害の複雑多様化に伴い、災害の防止、被害の軽減、原因の究明等に関する科学技術の研究開発が果たす役割



はますます重要になっています。

この章では、独立行政法人消防研究所において実施した研究開発の推進策や研究の状況、消防庁や消防機関等の研究等について記述しています。

第7章 今後の消防防災行政の方向

我が国は、地震や風水害等の発生リスクが極めて高いうえ、都市において社会資本が高度に集積しているため、諸外国に比較し、災害の発生危険性と被害の甚大さが突出して高いとされています。このため、災害や有事における国民保護などの緊急事態への対応体制を国の責務として整備し、国民の「安全」「安心」を確保することが急務となっています。

この章では、今後の消防防災行政の方向について、次の項目ごとに記述しています。

国・地方を通ずる消防防災力の強化

…全国的な観点からの消防防災力の強化、地域における消防防災力の強化、震災対策の充実、特殊災害・テロ災害対策の充実 など

有事に備えた国民保護のための体制づくり

…国民保護法制の適切な運用に向けた体制整備等、地方公共団体等における対応力の強化

火災予防対策等の推進

…住宅防火対策の推進、小規模雑居ビル等の防火安全対策の徹底、危険物等事故対策の充実、消防庁等による火災原因調査の推進等 など

救急救命等の充実・高度化

…搬送体制の確保、救急業務の高度化の推進、応急手当の普及、救助技術等の高度化

6 附属資料等

附属資料は、統計数値を掲載している。

また、「囲み記事」として、大規模災害時等に消防団が活躍する活動事例や消防団活動を積極的に支援する事業所の紹介などトピック的な内容を記述している。

平成15年版消防白書の主な統計数値

1. 火災の現況

(平成14年中)

| | | 件数 | 前年比 | 備考 |
|----------|-------|----------|--------------|------------------|
| 出火件数 | | 6万3,651件 | +60件(+0.1%) | |
| 主な出火原因 | 放火 | 8,216件 | +96件(+1.2%) | 1位(6年連続(H9~H14)) |
| | たばこ | 6,779件 | +10件(+0.1%) | 2位 |
| | 放火の疑い | 6,337件 | +49件(+0.8%) | 3位 |
| | こんろ | 5,958件 | +4件(+0.1%) | 4位 |
| | たき火 | 4,410件 | +359件(+8.9%) | 5位 |
| 火災による死者数 | | 2,235人 | +40人(+1.8%) | |

放火及び放火の疑いの計 1万4,553件(出火件数の22.9%)

2. 消防組織

(平成15年4月1日現在)

| | | 数値 | 前年比 | 備考 |
|------|--------|-----------|--------|----|
| 常備消防 | 消防本部 | 894本部 | 6本部 | |
| | 消防署 | 1,696署 | +6署 | |
| | 消防職員 | 15万5,016人 | +529人 | |
| 消防団 | 消防団 | 3,598団 | 29団 | |
| | 消防団員 | 92万8,432人 | 8,737人 | |
| | 女性消防団員 | 1万2,440人 | +843人 | |

3. 出動状況

(平成14年中)(単位:回、人)

| 区分 | | 数値 | 前年比 | 備考 |
|------|-----|------------|------------|----|
| 火災 | 回数 | 115,640 | +167 | |
| | 延人員 | 2,795,312 | +10,600 | |
| 救急 | 回数 | 4,554,185 | +155,805 | |
| | 延人員 | 13,641,251 | +438,286 | |
| 演習訓練 | 回数 | 403,639 | +15,117 | |
| | 延人員 | 6,341,387 | +268,758 | |
| その他 | 回数 | 2,780,046 | +2,095 | |
| | 延人員 | 15,182,040 | +1,341,824 | |
| 計 | 回数 | 7,853,510 | +173,184 | |
| | 延人員 | 37,959,990 | +2,059,468 | |

4. 自主的な防災活動と災害に強い地域づくり

(平成15年4月1日現在)

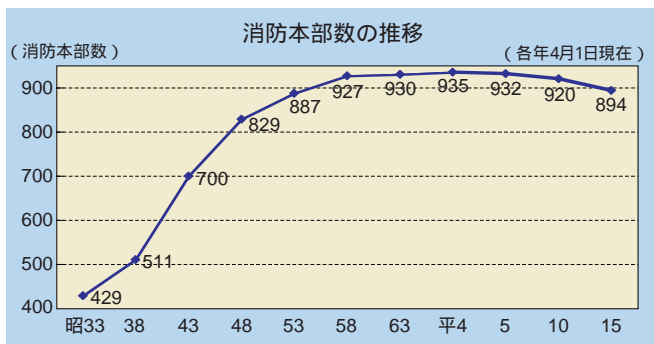
| | 組織(団体)数 | 人数 | 備考 |
|---------|------------|--------|--------------------|
| 自主防災組織 | 10万9,016組織 | | 2,536市町村(組織率61.3%) |
| 婦人防火クラブ | 1万4,625団体 | 約227万人 | |
| 少年消防クラブ | 6,051団体 | 約47万人 | (平成15年5月1日現在) |
| 幼年消防クラブ | 1万4,704団体 | 約124万人 | (平成15年5月1日現在) |

市町村合併に伴う消防本部の 広域再編成の推進

消防課

1 はじめに

平成15年12月1日現在における全国の消防本部数は890本部で、平成3年10月1日現在の936本部をピークとして、毎年減少しています。これは、平成16年1月1日現在における全国の市町村数3,177(特別区23を1とする)の3分の1を下回り、単純に計算しても、約3.6市町村で1の消防本部が構成されていることとなります。昭和40年代以降、一部事務組合や事務の委託を活用して消防の常備化を推進した結果と言えます。

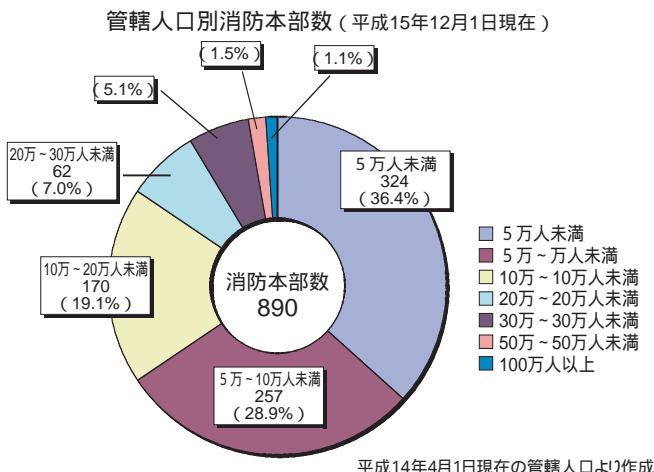


最近の消防本部数

(各年4月1日現在)

| 年(平成) | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 本部数 | 932 | 931 | 931 | 925 | 923 | 920 | 911 | 907 | 904 | 900 | 894 |

このように消防事務の広域化が進展している一方で、それぞれの規模を見ると、管轄人口が10万人に満たない消防本部が、全体の65.3%、約3分の2を占める状況にあります。



2 小規模消防の課題

一般に、消防本部の規模が小さくなるほど、財政基盤や人員体制、施設、装備の面で十分ではなく、地域住民に対する適切な消防サービスの提供という点で課題を有していることが多いと言われています。

(1) 災害対応

職員数、車両数、通信指令システムなどが、十分に整備されているとは言い切れず、災害初期における多数部隊の出動が困難で、ある程度の規模以上の災害や、特異な災害発生時の迅速な対応に限界がある。

救急対応については、火災出動時に救急隊を同時出動させられない、ポンプ隊が出動していれば、車両があっても救急隊を運用できないなど、救急サービスに不足をきたす場合がある。

(2) 消防施設・人員の整備

はしご車や化学車など大型・特殊車両、必要な職員数の整備に、不足が生じる。

(3) 職員研修及び専門要員の確保

職員数に余裕がないため、救急、救助、予防等の専門職員及び救急救命士の養成、研修や、これら専門要員の確保が困難となっている。

3 これまでの施策

このような小規模消防本部を広域的に再編し、その規模を大きくすることにより、課題を解決することを目的に、消防庁ではこれまで、小規模な消防本部の広域再編を重要課題と位置付け、各種施策を講じ、その推進を図ってきました。

(1) 広域化基本計画の策定(平成6年9月)

都道府県において、消防の広域再編を計画的かつ円滑に推進するため、管下の小規模消防本部の広域再編に関する基本的な計画を策定

(2) モデル広域消防の指定(平成6・7年度)

消防庁において、消防の広域再編につき一定の理解と機運が醸成されている地域を指定し、その消防力の整備を重点的に支援

(3) 広域化基本計画の見直し(平成13年3月)

都道府県において、市町村合併の推進との整合性を確保する観点から広域化基本計画を見直し

(4) 広域化重点支援消防の指定(平成13年12月)

都道府県において、支援策を強化することが適当と考える市町村等を広域化重点支援消防に指定し、都道府県及び国が支援



最近の消防本部の再編事例

| 業務開始年月日 | 都道府県 | 再編前 | 再編後 |
|----------|------|--|---|
| H14.4.1 | 沖縄県 | 読谷村消防本部 嘉手納町消防本部 北谷町消防本部 | 比謝川行政事務組合ニライ消防本部 (組合設立) |
| H14.4.1 | 沖縄県 | 久米島消防組合消防本部 (仲里村、具志川村) | 久米島町消防本部 (村合併に伴う組合から単独) |
| H14.11.1 | 茨城県 | 筑南地方広域行政事務組合 消防本部 (つくば市、茎崎町) | つくば市消防本部 (市町合併に伴う組合から単独) |
| H15.4.1 | 静岡県 | 静岡市消防本部 清水市消防本部 | 静岡市消防本部 (市合併) |
| H15.4.1 | 岐阜県 | 山県消防組合消防本部 (高富町、伊自良村、美山町) | 山県市消防本部 (町村合併) |
| H15.4.1 | 山梨県 | 峡西広域行政事務組合 峡西消防本部 (八田村、白根町、芦安村、 若草町、櫛形町、甲西町) 碧南市消防本部 | 南アルプス市消防本部 (町村合併) |
| H15.4.1 | 愛知県 | 刈谷市消防本部 安城市消防本部 知立市消防本部 高浜市消防本部 | 衣浦東部広域連合消防局 (広域連合の設立) |
| H15.4.1 | 愛知県 | 西春日井郡東部消防組合消防本部 西春日井郡西部消防組合消防本部 | 西春日井広域事務組合消防本部 (組合設立) |
| H15.4.21 | 山口県 | 徳山市消防本部 新南陽市消防本部 鹿野町消防本部 | 周南市消防本部 (市町合併) |
| H15.6.6 | 千葉県 | 野田市消防本部 関宿町消防本部 | 野田市消防本部 (市町合併) |
| H15.9.1 | 長野県 | 更埴市消防本部 坂城戸倉上山田組合 消防本部 | 千曲消防組合消防本部 (1市2町で合併した新市と 1町による組合設立) |

4 市町村合併に伴う消防本部の広域再編

全国各地で市町村合併推進の動きが活発になっていますが、合併後の新市町村においても、住民の期待と信頼に十分応えられるよう、充実した消防体制が構築されなければなりません。

このため、市町村合併後の消防体制がどうあるべきか、消防庁としての基本的な考えを示しました（平成15年10月30日付け消防庁長官通知「市町村合併に伴う消防本部の広域再編の推進について」）。

(1) 取組み方針

市町村合併に際しては、協議の段階から積極的に消防関係者が参画し、時機を失することなく、消防体制について実地に即した議論・検討を行うこと
都道府県は積極的に助言・指導を行う

(2) 基本原則

管轄人口が10万人以上となることが基本
管轄人口が10万人に満たない消防本部が、新たに生じたり、更に小規模することは不適当
市町村合併後においても、一部事務組合や事務の委託等の広域行政制度を活用して、管轄人口が10万人以上となる広域的な消防本部を設けることが適当

5 市町村合併に伴う広域再編における問題

ところで、最近の市町村合併に伴う消防本部の再編においては、次に挙げるような問題が生じるおそれがあり、十分に留意する必要があります。

- (1) 市町村合併に関する各種の検討に消防関係者が参加できず、後の調整において、消防側が苦慮する可能性があること
- (2) 市町村合併の経緯・いきさつと広域的な消防事務のあり方は、峻別・整理して考えていくべきであるにもかかわらず、消防事務の取扱いが市町村合併の争点となり、混乱を招く場合があること
- (3) 消防本部として広域化の意義を見出せず、目的意識に欠けると、具体的検討や課題解決に際し、積極的かつ前向きな取組みが行われないこと
- (4) 職員の士気が上がらず、処遇に関する不安や不満が生じ、新組織における円滑な業務推進に支障を及ぼすこと

6 適切な消防サービスの確保のために

このような不都合が生じることを防ぐため、前述の消防庁長官通知で示したように、市町村合併が検討される際に、消防関係者が早い段階から議論の場に加わり、「地域住民に対する適切な消防サービスの提供」という観点に立ち、ふさわしい消防体制の構築に積極的に取り組む必要があります。

具体的には、

(1) 組織目標化

過去の経緯にかかわらず、地域住民へ適切な消防サービスを提供するために最良の組織を作るという、明確な組織目標を立てること

(2) 意識改革

(1)の目標を、管理職員から第一線の隊員まで周知徹底し、新組織の構築に向け意識改革を図ること

(3) 職員の参画

関係消防本部から、特に若い職員などを募ってプロジェクトチームを作り、職員の総意を十分に反映して新体制を検討すること

等により、全職員が一丸となって、地域住民の安全・安心を確保するための消防体制を構築し、また職員自らが誇れる新しい組織作りに取り組んでいただきたいと思います。

なお、広域再編を実施するに当たっては、具体的な助言、情報提供等を行う「消防広域再編アドバイザー制度」を積極的に活用して下さい。また、特別な事情が認められる場合には、消防課あて速やかに連絡されるようお願いいたします。

「自治体消防55周年記念大会」等の開催

総務課

平成15年11月20日(木)に「自治体消防55周年記念大会」が、天皇・皇后両陛下ご臨席のもと盛大に挙行されました。この特集では、記念大会と大会に先立って19日(水)に開催された「自治体消防55周年記念表彰式」の様相を紹介し(主催:(財)日本消防協会・全国消防長会、後援:消防庁ほか)。

自治体消防55周年記念大会

平成15年11月20日(木)10時から東京ドームにおいて、天皇・皇后両陛下のご臨席を仰ぐとともに、小泉内閣総理大臣、倉田参議院議長、町田最高裁判所長官、麻生総務大臣、石井消防庁長官のほか全国各地から多数の消防職団員等が出席し、総勢約3万5千人が一堂に会し盛大に開催されました。

天皇陛下からは「長年にわたる関係者の身を挺しての努力に深く感謝の意を表する」とともに、「今後とも、全国各地の消防関係者が、協力して設備の向上と訓練に努め、

困難を乗り越えそれぞれの地域社会の安全のために力を尽くしていくことを願ってやみません」とのお言葉をいただきました。また、小泉内閣総理大臣からは「政府としても、国民の『安全』と『安心』を確保するため、市民と地域が一体となった地域社会の安全を守る取組を進める」とともに、「消防力の充実と広域的な応援体制の強化に努めてまいります」との祝辞がありました。

我が国は、地震や風水害等の発生リスクが極めて高いうえに、都市においては社会資本が高度に集積しているため、諸外国に比較し、災害の発生危険性と被害の甚大さが突出して高いとされています。そのため、全国的な緊急対応体制の強化に併せた常備消防、消防団等の一層の充実強化が求められていることから、今回の記念大会の開催により、消防に課せられた使命の重要性を改めて認識するとともに、安全で住みよい地域を、さらには日本を築いていくための一致団結を図ることができました。



会場に到着された天皇・皇后両陛下



天皇・皇后両陛下は特別演技に惜しみない拍手をおくられた。

自治体消防55周年記念表彰式

平成15年11月19日(水)午後1時30分からニッショーホール(東京都港区虎ノ門)において、約800名が出席し、開催されました。

この表彰は、自治体消防55周年を記念し、国民の生命、身体、財産を災害から防護するため日夜献身的に活動している消防職団員及び消防活動を行うための諸制度の創設等に多大な貢献をした消防関係者の士気高揚を図り職務に精励する励みとすることを目的とするものです。

式典では、消防殉職者に対する黙祷が行われ、引き続き、石井隆一消防庁長官から内閣総理大臣表彰、総務大臣感謝状、消防庁長官表彰が授与されました。続いて、日本消防協会会長表彰、全国消防長会会長表彰、日本防火協会会長表彰が行われました。

その後、小泉内閣総理大臣(消防庁長官代読)から「災害や事故から国民の生命・身体・財産を守る消防の責務は極めて重要であり、本日の表彰を契機として、市民の安全確保のため一層御活躍されますよう期待しております」との祝辞がありました。

最後に、受賞(章)者を代表して、井上雅實福岡市博多消防団団長から「この表彰を深く心に刻み、若手の育成、予防、訓練に励みまして、より一層消防の充実に努力してまいります」との謝辞が述べられ、記念表彰式は終了しました。

各表彰の受賞(章)者数は、次のとおりです。



内閣総理大臣表彰

| | | | |
|---|--------------------|-------------------|-------|
| 1 | 内閣総理大臣表彰 | 15名 | |
| | 北海道 | 札幌市豊平消防団団長 | 高木 繁光 |
| | 青森県 | 大間町消防団団長 | 中島 隆 |
| | 岩手県 | 宮古市消防団団長 | 北村 昭夫 |
| | 茨城県 | 鉾田町消防団団長 | 本澤 昭治 |
| | 東京都 | 矢口消防団団長 | 吉田 正晴 |
| | 神奈川県 | 横浜市港北消防団団長 | 嶋村 尚美 |
| | 京都府 | 京都市下京消防団団長 | 西脇 尚一 |
| | 大阪府 | 富田林市消防団団長 | 北野 好夫 |
| | 兵庫県 | 神戸市北消防団団長 | 吉田 孝一 |
| | 奈良県 | 山辺広域行政事務組合天理消防団団長 | 岡田 昭徳 |
| | 島根県 | 浜田市消防団団長 | 亀谷 利幸 |
| | 山口県 | 阿武町消防団団長 | 佐々木 清 |
| | 福岡県 | 福岡市博多消防団団長 | 井上 雅實 |
| | 長崎県 | 諫早市消防団団長 | 福武 靖夫 |
| | 宮崎県 | 野尻町消防団団長 | 竹原 信夫 |
| 2 | 総務大臣感謝状 | 14名 | |
| | 梶 秀樹 | 上原 陽一 | 兵頭美代子 |
| | 西川 禮二 | 石井 幹子 | 吉村 秀實 |
| | 在塚 礼子 | 深田 道夫 | 佐藤 眞一 |
| | 七戸 繁夫 | 佐々木徳温 | 西山 勝之 |
| | 藤原 いと | 清水美代子 | |
| 3 | 消防庁長官表彰 | 41名 | |
| | 消防団員 | 25名 | |
| | 富田 博 | 藤田 俊行 | 三和 清平 |
| | 秋庭 吉郎 | 佐々木俊夫 | 佐藤 茂 |
| | 潮田昇一郎 | 加藤 武夫 | 高橋 好朗 |
| | 佐藤 文男 | 杉山 清 | 犬飼 一夫 |
| | 木村 忠夫 | 小山 伊一 | 辻本 修 |
| | 東 清宣 | 湯川 欣昭 | 室 希夫 |
| | 宮永 穆 | 三村 好幸 | 高田 典洪 |
| | 岡部 秀年 | 大島 博 | 上平 準一 |
| | 崎山 明人 | | |
| | 消防吏員 | 12名 | |
| | 稲岡 勝義 | 平野 進 | 青木 孝也 |
| | 武井 壯恵 | 河内 輝雄 | 小川 誠 |
| | 森澤 正一 | 橋本 信昭 | 荒島 諄宗 |
| | 菊池 暢之 | 高田 勝利 | 森 紘喜 |
| | 都道府県職員及び都道府県消防協会職員 | 4名 | |
| | 山崎 忠夫 | 岩田 功 | 古賀 大喜 |
| | 岩下 七郎 | | |
| 4 | 日本消防協会会長表彰 | | |
| | (1) 特別功労章 | 10名 | |
| | (2) 功績章 | 501名 | |
| | (3) 婦人消防隊育成功労者表彰 | 45名 | |
| | (4) 消防団協力者表彰 | 31名(団体) | |
| | (5) 女性消防団員特別表彰 | 411名 | |
| | (6) 永年勤続功労者表彰 | 346名 | |
| | (7) 消防団員家族表彰 | 405家族・1,252名 | |
| 5 | 全国消防長会会長表彰 | 30名 | |
| 6 | 日本防火協会会長表彰 | 計129団体 | |
| | (1) 優良幼年消防クラブ表彰 | 43団体 | |
| | (2) 優良少年消防クラブ表彰 | 39団体 | |
| | (3) 優良婦人防火クラブ表彰 | 47団体 | |

住宅火災による死者数が増えています!!

予防課・防火安全室

平成14年中においては、放火を除いた住宅（一般住宅、共同住宅及び併用住宅）火災の件数（17,274件）は、建物火災の件数（30,282件）の約6割、放火自殺者等を除く住宅火災による死者数（992人）は、建物火災による死者数（1,129人）の約9割となっており、平成13年に比べ69人（7.5%）の増加となっています。また、住宅火災による死者数の半数が65歳以上の高齢者であり、過去10年間この傾向で推移しています。

近年、住宅火災による死者数は増加傾向にあり、今後の高齢化の進展とともに、さらに住宅火災による死者が増加するおそれがあります。

特に、平成15年上半期（1月～6月）の放火自殺者等を除く住宅火災による死者数は概数で646人（前年同期比57人、+9.7%増）となっており、死者数が急増している状況にあります。

こうした状況を踏まえ、「地域の安全・安心に関する懇話会 住宅防火に関する専門部会」及び「消防審議会」において、新たな住宅防火対策に関する検討が進められ、

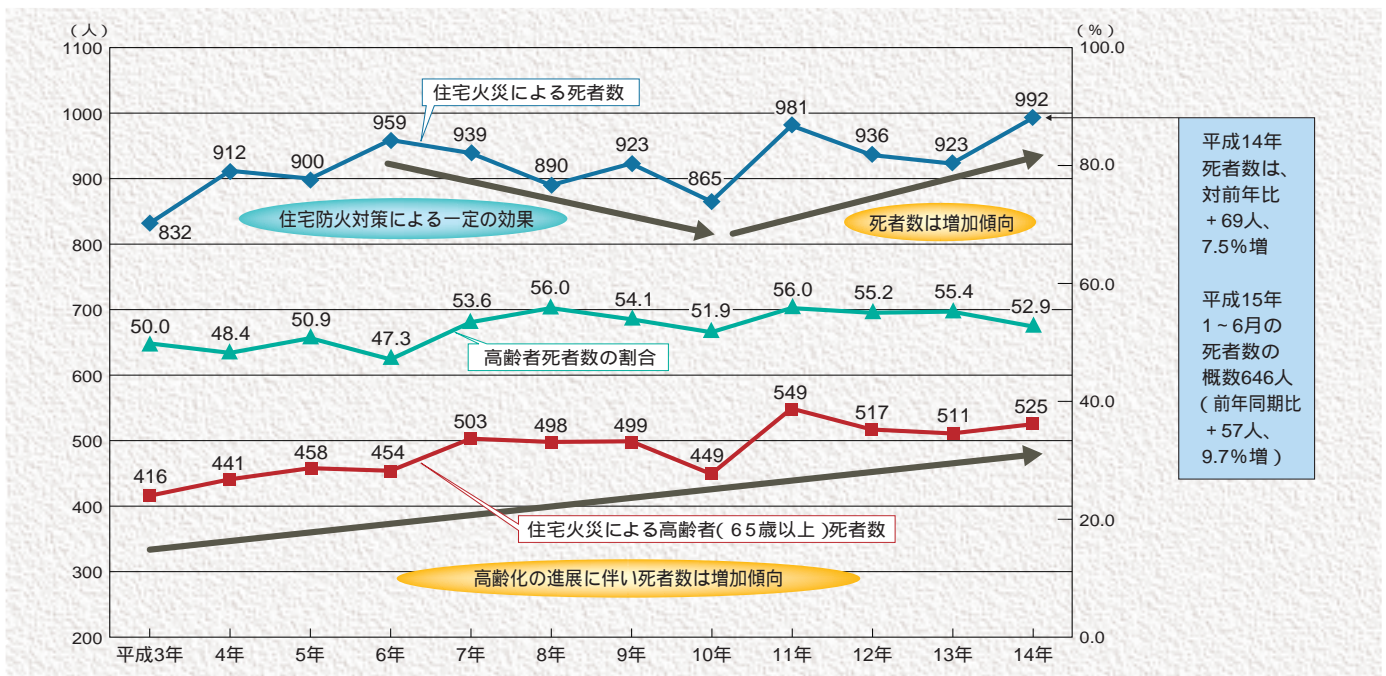
住宅用防災機器等（住宅用火災警報器、住宅用消火器等）の設置による死者の発生率の低減効果等を踏まえ、住宅火災による死者数の低減を図るため、特に住宅用火災警報器等の普及対策として、市場機能の活用や法制度への導入が必要であるとする検討結果及び答申が12月にとりまとめられました。

この検討結果を踏まえ、消防庁では、これまでの取り組みに加え、法制度化も含めた新たな住宅防火対策に積極的に取り組むこととしています。



（写真提供 / 東京消防庁）

住宅火災による死者の発生状況



平成15年度緊急消防援助隊ブロック合同訓練の実施

震災等応急室

平成15年度の緊急消防援助隊のブロック合同訓練が、10月8日から11月7日にかけて全国6ブロックの会場で実施されました。

今年度の訓練は、情報伝達・参集訓練、野営訓練、倒壊建物救出訓練、中高層建物消火訓練、画像送信訓練等に加え、図上訓練に伴う課題研究討議、夜間実働訓練、BCテロ対応訓練、救急救護訓練における医師・看護師との連携など、各ブロックで様々な試みが実施されました。

また、消防庁は、北海道・東北ブロック合同訓練（新潟市）にあわせて、大阪市消防局の救助工作車型と救助隊員を航空自衛隊の輸送機により、愛知県小牧空港から新潟空港へ空路輸送する訓練を実施しました。

緊急消防援助隊は、今年度、宮城県北部地震、三重県ゴミ固形燃料発電所火災、栃木県黒磯市ブリヂストン工場火災に続き、十勝沖地震とそれに関連した出光興産北

海道製油所タンク火災などの発生に際して出動し、被害の軽減に大きな効果を発揮しました。

地震をはじめとする自然災害は後を絶たず、また近年、東海地震等大規模広域災害発生の切迫性が指摘されており、また、テロ災害の発生も懸念されています。このようななか、大規模特殊災害時における全国的観点からの緊急対応体制の充実・強化を図るため、平成15年6月に消防組織法の改正が行われ、緊急消防援助隊が法律に位置づけられるなど、その体制強化が図られました。

消防庁では、今後も、何時発生するか分からない各種災害等に迅速かつ的確に対応するため、各都道府県及び消防本部との連携を密にし、登録部隊数の拡充や資機材の整備など緊急消防援助隊のさらなる強化を推進していきます。

平成15年度 緊急消防援助隊ブロック合同訓練開催状況(開催順)

| ブロック | 開催日 | 訓練会場 | 主催 | 参加都道府県及び部隊数 |
|-----------|------------------------|--|---------------------------------------|---|
| 九州 | 10月8日(水) 10月9日(木) | (野営・合同訓練) 宮崎県宮崎市「生目の杜運動公園」 | 全国消防長会九州支部 宮崎市 | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県、沖縄県 (8県) 84隊 340名 |
| 中部 | 10月9日(木) 10月10日(金) | (野営・合同訓練) 岐阜県大垣市「大垣市総合体育館」 「ソフトピアジャパン駐車場」 | 岐阜県 岐阜県消防長会 | 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県 (7県) 71隊 301名 |
| 中国 四国 | 10月16日(木) 10月17日(金) | (野営・合同訓練) 広島県呉市「呉大学内」「虹村公園」 | 中国・四国9県 全国消防長会中国支部・四国支部 広島県消防長会 | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、高知県 (9県) 88隊 374名 |
| 関東 | 10月27日(月) 10月28日(火) | (野営・合同訓練) 山梨県甲府市「山梨県小瀬スポーツ公園」 | 緊急消防援助隊関東ブロック合同 訓練山梨県実行委員会 | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県 (10都県) 189隊 678名 |
| 近畿 | 10月30日(木) 10月31日(金) | (情報伝達・参集訓練、図上訓練、課題 研究、実働訓練、課題討議) 兵庫県神戸市「神戸会場」他 「近畿府県合同防災訓練の一環として開催」 | 近畿2府7県、神戸市 | 福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県 (9府県) 203隊 699名 (鳥取県と岡山県が情報伝達訓練のみ参加) |
| 北海道 東北 | 11月6日(木) 11月7日(金) | (野営・合同訓練) 新潟県新潟市「新潟市産業振興センター 前空地」 | 緊急消防援助隊北海道東北ブロック 合同訓練推進協議会 | 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県、新潟県、大阪府(大阪市消防局) (9道府県) 94隊 436名 |



高層ビル救出訓練
(中部ブロック)

医師団連携対応訓練
(中国・四国ブロック)



野営訓練激励巡視式で観閲を行う
石井隆一消防庁長官(中部ブロック)

平成15年度消防功労者総務大臣表彰式

総務課

平成15年度消防功労者総務大臣表彰式が、去る11月26日(水)11時00分から総務省講堂において、徳田正明日本消防協会会長、白谷祐二全国消防長会会長、板垣茂男都道府県消防主管課長会会長を来賓に迎え、盛大に挙行されました。

消防功労者総務大臣表彰は、昭和63年に創設され、「国民の生命、身体、財産を災害等から防護するため、郷土愛護の精神に基づき、消防活動、火災予防思想の普及等に献身的に尽力している消防団員及び消防関係者の士気高揚を図り、職務に精励する励みとする」という目的で、「119番の日」(11月9日)にちなみ、毎年11月に実施しているものです。

受賞者は防災リーダーとして地域社会の安全確保、防火思想の普及等に尽力し、その功績が顕著な方々です。

表彰式では、麻生太郎総務大臣の挨拶の後、大臣から受賞者一人ひとりに表彰状が授与され、最後に受賞者を代表して、奥山利八湯沢市消防団団長が謝辞を述べて終了しました。

なお、栄えある受賞者の方々は次のとおりです。

| | |
|--------|----------------------|
| 本間 和雄 | 北海道羊蹄山ろく消防組合倶知安消防団団長 |
| 佐々木 忠夫 | 宮城県加美町消防団団長 |
| 奥山 利八 | 秋田県湯沢市消防団団長 |
| 熊谷 哲夫 | 福島県飯館村消防団団長 |
| 水谷 直吉 | 神奈川県茅ヶ崎市消防団団長 |
| 福田 務 | 福井県吉田地区消防組合永平寺消防団団長 |
| 新井 聡 | 岐阜県朝日村消防団団長 |
| 櫻井 正行 | 静岡県岡部町消防団団長 |
| 川村 覺 | 滋賀県甲良町消防団団長 |
| 大橋 慶二 | 大阪府千早赤阪村消防団団長 |
| 竹田 登美生 | 兵庫県揖保郡揖保川町消防団団長 |
| 和田 益良 | 和歌山県北山村消防団団長 |
| 村上 只信 | 島根県西郷町消防団団長 |
| 中原 昭二 | 山口県東和町消防団団長 |
| 前田 一郎 | 佐賀県北波多村消防団団長 |
| 甲斐 迪彦 | 大分県佐伯市消防団団長 |
| 柏木 倣 | 鹿児島県入来町消防団団長 |
| 中澤 智恵乃 | 山梨県女性防火クラブ連絡協議会会長 |



消防功労者総務大臣表彰式

文化財防火デーの実施

予防課

平成15年1月26日は、第50回文化財防火デー

昭和24年1月26日に、1300年の歴史を持ち世界的至宝である日本最古の壁画が描かれた奈良県法隆寺金堂が焼損したことから、消防庁と文化庁では、文化財を火災や震災、その他の災害から保護するとともに、国民一般の文化財愛護思想の普及高揚を図ることを目的として、昭和30年にこの日を「文化財防火デー」と定め、以来この日を中心として全国的に文化財防火運動を展開してきました。

今回、第50回の開催を迎えるにあたり、次の実施要項に基づき全国的に文化財防火運動を実施するほか、第50回開催記念事業として、京都市において、平山郁夫氏の

講演、長年にわたって文化財防火に尽力されてきた方々の表彰等の記念式典を行うこととしています。



清水寺の消防訓練（京都市消防局 提供）

第50回 文化財防火デー実施要項

第1 趣旨

1月26日は、法隆寺金堂壁画が焼損した日（昭和24年）に当たるので、この日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心として文化財を火災、震災その他の災害から守るため全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護思想の高揚を図るものである。

第2 主唱

文化庁・消防庁

第3 名称

第50回 文化財防火デー

第4 期日

平成16年1月26日(月)

第5 実施方針

- 1 国及び地方公共団体は、国民一般の文化財保護に対する関心を高めるために、積極的に防火訓練その他の防災訓練等の行事を実施するとともに、広報活動を行い、「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図るものとする。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であり、文化財の所有者、管理者その他の関係者は、平素から文化財の防災体制の整備や防災対策の強化を図るべきであるが、特に「文化財防火デー」を迎えてこのことを再認識し、必要な措置を講ずるよう努力するものとする。

- 3 文化財を災害から守るためには、関係機関や文化財関係者のみならず文化財周辺地域住民との連携・協力が必要である。「文化財防火デー」を機会に、文化財愛護思想の普及と日頃から連携を密にすること等による広域的な地域ぐるみ、住民ぐるみの防火・防災意識の高揚に努めるものとする。

第6 実施事項

- 1 国（文化庁・消防庁）においては、次の事項を実施するものとする。
 - (1) 独立行政法人国立博物館等における防災訓練等の実施及び火災・震災対策等の計画の作成
 - (2) 広報活動
 - ア 政府刊行物による広報
 - イ 放送・新聞等による広報
 - (3) 第50回目の開催を記念し、文化財の防火・防災意識の高揚に資する事業の実施
 - ア 標語・ポスターコンクールの実施
 - イ 文化財防火功労賞受賞者の表彰
 - ウ 第50回記念講演会の実施
- 2 地方公共団体にあつては、文化財関係者、消防関係者、教育関係者及び地域住民の協力の下で、次の事項等を実施するものとする。
 - (1) 防災訓練等の実施
 - ア 防災訓練（特に消防機関への円滑な通報体制の確立）

- イ 文化財建造物等への立入検査及び防火・防災指導
- ウ 消防用設備等の定期点検の励行の指導
- エ 伝統的建造物群保存地区の住民及び文化財周辺地域の住民に対する防災指導及び防災協力体制の整備の指導
- (2) 広報活動
- ア 文化財の防災に関する各種広報活動の実施(テレビ、ラジオ、有線放送等の活用及び広報用資料の刊行)
- イ 防災訓練及び防災施設の見学会の実施
- (3) その他
- ア 文化財の所有者、管理者その他の関係者を対象とした文化財の防災に関する講習会、研究会等の実施(消火の知識、技術の習得等)
- イ 学校、博物館等における適切な行事の実施(文化財講座、文化財愛護写真展等)
- ウ 放火による火災が増加傾向にあることを踏まえた文化財関係者等に対する放火火災防止対策等の必要性の周知と樹立の要請
- 3 文化財の所有者及び管理者は、教育委員会及び消防関係機関等と緊密な連絡の下で、次の事項を実施するものとする。
- (1) 防災訓練の実施
- ア 通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導灯の総合訓練の実施
消防機関に対する通報、消火器・消火栓・ポンプ等を活用した初期消火等について十分な訓練を行うこと。この場合、指定文化財(美術工芸品・民俗文化財等)の搬出は、当該指定物件の性質を熟知の上、慎重に行い、物件によっては実物を避け、代替物件を用いて行うこと。
なお、観覧者の多い社寺等の場合は、観覧者の避難誘導のための訓練も併せて行うように努めること。
- イ 防災訓練後の点検、整備及び研究
消火訓練後の貯水槽への水の補給、消火器への消火薬剤の補充等を確実に実施するとともに、防災訓練終了後に改善すべき事項について十分検討の上、適切な措置をとるように努めること。
- (2) 防災対策の推進
- ア 消防計画の作成と計画に基づく防災体制の整備
消防計画は、文化財の規模、立地条件、人員構成等の実態に即したものとすること。
また、防災体制の整備については、特に自衛消防組織の充実強化が図られるよう努めること。
自衛消防組織は、原則として文化財を所有・管理する社寺等の職員により構成されるものであるが、職員がいない場合や夜間に十分な人員がいなくなる場合等には、あらかじめ対策を講じておくこと。
- イ 火災、震災時等の危険が予想される箇所の早期発見と改善
- ウ 巡視等の励行
- エ 通報、情報、警報連絡体制の確立
- オ 消防用設備等及び防災設備の点検・整備
消火器、自動火災報知設備、非常通報装置その他の消防用設備等及び防災設備について、外観上及び機能上の定期的点検、整備の励行に努めるとともに設備の操作に習熟しておくこと。また、消防用設備等の点検の結果は点検表及び維持台帳に記録し、これを消防機関に報告する等消防用設備等の維持管理に留意すること。
- カ 消防用設備等の代替措置
震災時に消火栓や非常通報装置が使用できない場合を想定し、これらの代替措置を講じておくこと。
- キ 震災等に対処するための木造建築物等の点検及び応急資材の準備
- ク 電気・ガス設備、火気使用箇所、可燃性物品・危険物保管場所等の点検及び整理
- ケ 避難路、避難場所の点検及び整備
- コ 市町村火災予防条例によるたき火、たばこ等の使用禁止区域の明確化とその励行
- サ 文化財周辺環境の整理・整頓
- シ 消防機関による防火診断

文化財防火デー50年記念式典の開催について

- 日 時———平成16年1月26日(月)13時30分
- 場 所———京都市コンサートホール(小ホール)京都市左京区下鴨半木町1-26
- 内 容———基調講演 講師 平山 郁夫氏
文化財防火功労賞、文化財愛護ポスター・標語優秀作品表彰式
京都市消防局音楽隊 演奏

国際協力

～マダガスカル共和国市民防災普及への取り組み～

救急救助課

消防庁では、さまざまな形の国際協力を行っていますが、独立行政法人国際協力機構（JICA）と協力して実施している事業がいくつかあります。（注）

本稿では、そうした国際協力事業の一例として、平成12年9月24日から平成15年10月23日までの間、アフリカのマダガスカル共和国へ「市民保護・防災・災害対策」の専門家として派遣されていた名古屋市消防局の緑川久雄消防司令長（以下、緑川専門家）の活躍について御紹介します。



マダガスカル共和国の位置

○マダガスカル共和国の現状

マダガスカル共和国は、アフリカ大陸の南東に浮かぶ、面積は587,041平方キロ、人口1,640万人の、世界で4番目に大きな島国です。日本には、バオバブの木、原猿のアイアイ、ワオキツネザルなど多くの貴重な固有種が生存する自然豊かな国として紹介されています。

しかしその反面、牛の放牧や焼畑、薪炭採取のため、住民による無計画な「野焼き」が行われ、しかも延焼対応策も充分でないため野焼きが火災となって燃え広がり、森林原野の大半は焼き尽されてしまっています。

また、森林が失われたことにより、ひとたび大雨が降ると地滑りや土砂崩れが誘発され、農作物への被害拡大など住民の生活基盤に甚大な損害を及ぼしていました。

このような事態を重く見たマダガスカル共和国政府は、平成10年に日本に対し消防に関する国際協力を要請しました。

○緑川専門家の国際協力活動

現地に派遣された緑川専門家は、行政側において防火・防災体制を構築することと、住民側に防火防災思想を浸透させることの両方を平行して実施することが必要と考え、活動を開始しました。

まず専任の消防隊員が著しく不足していることから、住民たちによる自衛消防組織の体制づくりに着手しました。

しかし、もともと消防防災に対する概念が希薄な国民に



マダガスカル共和国の切手

緑川専門家が実施した野焼きの延焼阻止訓練の様子

対し、組織的な消火活動や住民防火教育の必要性を説くのは並大抵の苦勞ではありませんでした。

現地では、ホースやポンプといった消火用の資機材が足りず、集まった住民たちも普段着のままでしたが、緑川専門家の熱意あふれる訓練により、はじめはバラバラだった隊員たちの動きもまとまりのある効率的なものへと変わりました。

緑川専門家が指導を実施した地域のひとつであるチュリール市長府では、地区ごとに住民がお金を出しあって防火水槽を設置するとともに安定した水利確保のため井戸も掘りました。この水は生活用水としても大切に使用されています。

また、政府に野放図な野焼きを制限するよう働きかけるとともに、延焼阻止対策の普及と訓練も精力的に実施しました。

この野焼き制限に対して反感の強い一部の地域では専門家の指導がなかなか浸透しなかったり、国内が深刻な政

情不安に陥り一時的に国外退去を余儀なくされることもありました。

そうした逆境の中でも緑川専門家の忍耐強い指導は続けられ、モデル地域に設定された環境風土の異なる5つの地域に対し、「自分たちのまちは自分たちで守る」という理念に基づく消防防災体制の基礎を築くことに成功しました。

○活動を終えて

緑川専門家は、任期が終了し帰国の途につくにあたり、マダガスカル共和国の内務行政改革大臣から最大級の賛辞をいただくとともに、マダガスカル共和国政府から勲章を授与されました。また、その献身的な活動を題材にした切手も発行されています。

このようにして、緑川専門家は遠く離れた地での長い任期を追い、御家族の待つ名古屋市に帰ってきました。しかしマダガスカル共和国への国際協力はまだ終わりではありません。

今後消防庁では緑川専門家をはじめ名古屋市消防局やその他関係機関と協力し、マダガスカル共和国から派遣される研修生の指導に取り組んで行くとともに、他の開発途上国に対してもより効果の高い国際協力を実施していきたいと考えています。

(注) 例えば、プロジェクト方式による大規模な技術協力や、開発途上国の技術研修生を受入れる集団研修、各国の消防行政幹部を招聘して実施するトップマネージャーセミナーなど



緑川専門家と帰国時に授与された勲章と感謝状



日本から寄贈された消防ポンプ自動車の取扱訓練（マジャンガ市）



山口県 長門地区消防本部
消防長 藤田 良太

風光明媚な観光地「ながと」

当消防本部は、山口県西北部の日本海に面した位置にあり、長門市、三隅町、日置町及び油谷町の1市3町で構成された組合消防で、昭和48年に発足し現在に至っている。

当地区は、沿岸漁業による水産加工業や蒲鉾製造業等が盛んで仙崎蒲鉾は全国に知られている。また、140.403 kmの海岸線は国定公園に指定され日本海の荒波による奇岩と紺碧の海のコントラストが調和する景観のすばらしさは訪れる人を魅了する。また湯本温泉を始めとする温泉が各市町に点在し、童謡詩人で知られる金子みすゞの誕生の地でもあり、全国各地から観光客が訪れている。



湯本温泉

「ポストメディック事業」・ 「救急ステーション認定制度」を確立

当地区は、住民の高齢化と相まって救急需要が年々増加していることから、勇気あるパイスターの育成に取り組み、管内人口の2.5%に当たる1,200名の全消防団員を始め市町職員、市議会議員、事業所関係者等に呼びかけ、平成15年11月25日現在、上級・普通救命講習を併せて約4,287名が受講している。これからも、シルバー人材センター等各種団体の協力を得て、管内人口の25%に当たる10,000人を目標に救命の輪を広げることとしている。

このようなことから平成14年9月9日、郵便局員が救急事案に遭遇したとき、住民の救命を目的に「傷病者の応急救護」「救急車の要請」「救急隊への支援」を行う「ポストメディック事業」を全国に先駆け運用開始した。

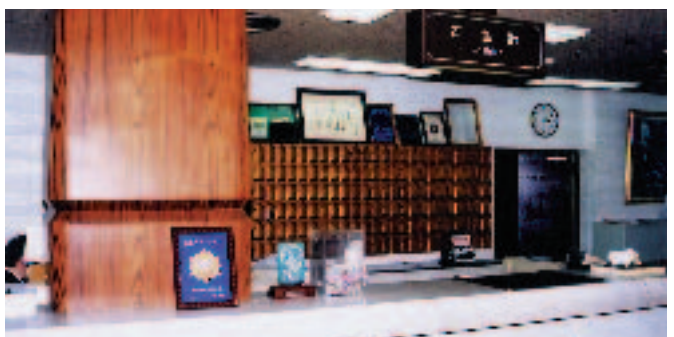
この事業の締結にあたり、郵便局員120名に普通救命講習とその他の応急手当の受講と17の郵便局舎及び75台の集配機動車に応急手当資器材の常備を義務付けた。

また、ホテル、旅館及び店舗等において、毎年100件近く救急出場していることから、平成15年9月9日、これらの事業所を対象に観光客等の救急事案において、事業所の関係者が応急救護等を行う救急支援事業として「救急ステーション認定制度」を山口県で初めて発足させた。この認定基準は、上級救命講習修了者を1名以上確保、普通救命講習等の基礎実技修了者を従業員の70%以上確保、年1回以上救急訓練を実施、応急手当資器材の常備、以上の基準を満たした31事業所に対し認定交付式を行った。

これからも、職員のアイデアを生かして住民とふれあう消防行政を推進し、管内42,083人の住民とともに、安全で安心して暮らせるまちづくりに、64名の職員が一丸となって職務に精励する所存である。



調印式 (右：長門郵便局長、左：長門地区広域行政事務組合管理者)



ホテルに掲げてある救急ステーション標示マーク

「2003東京国際消防防災展」を開催

東京消防庁

平成15年11月20日から23日までの4日間、(株)東京ビックサイト等との共催で防災展を開催しました。「見て、触れて、体験する」防災展として、都民の防火防災意識・行動力の向上を図るとともに、「防災はみんなで築くもの」をコンセプトとして、住民・企業・行政等が一体となり、防火防災の充実を期す契機とすることを目指したものです。

近隣消防本部音楽隊、独立行政法人消防研究所、在日米軍消防隊など様々な皆様のご協力をいただき、各種展示、実演、シンポジウム、体験コーナーなど、盛りだくさんの内容で、来場者数は112,129人にのぼりました。



屋内展示コーナー見学風景

災害復興イベント

「がんばった・みんなで・ひと休み」

石巻地区広域行政事務組合消防本部

平成15年の河南町は大変な1年でした。7月26日に発生した宮城県北部連続地震では、けが人が70名以上に達し、住宅や公共施設あるいは道路等に甚大な被害がでました。

さらに、地震被害に追い打ちをかけるように冷害となりました。しかし、こうした災害に負けないようにとの声が上がリ、町内の各種団体が集まり11月8日(土)役場前広場において、災害復興イベント「がんばった・みんなで・ひと休み」が開催され、当日は多くの住民が参加しました。

当石巻地区広域消防も特設の消防コーナーを設けて、災害に備えるための対策等をPRし、体験コーナーでは子供たちを含め多く皆さんが元気に参加していました。



体験コーナーの様子

消防通信 望<ぼうろう>楼

中学生による職場体験学習

高幡消防組合消防本部

須崎市主催で毎年6月に実施され、平成15年も高幡消防組合須崎消防署は、須崎市内の中学生12名を受け入れ、救助、操法、放水等の訓練及び査察など消防ならではの職場体験を通じ、生命、財産の大切さを、また、それを守る仕事の重要さを教えた。中学生たちが地域の人たちとのふれあう中で感性や創造性を磨き育てながら、学校、家庭地域社会のつながりを大切にする目的に貢献することができ、中学生たちの健全な成長を心から願う。



未来を担う中学生に期待は高まる

30年続く、菊花で火の用心

天草広域連合消防本部

天草広域連合中央消防署有明分署では、昭和49年から一人暮らしのお年寄りに火の用心の願いを込め、火の用心と書いた鉢に菊花を植え、贈り続けて平成15年で30年、贈った菊花も5,070鉢になった。平成15年も、職員が1年間丹精込めて育てた、創雲、紅蘭など6種類の菊花が見事な大輪の花を咲かせた。

11月2日配布式の後、幼年消防クラブ員らが老人宅を訪ね「長生きしてね、火の用心してね」と元気な声で手渡すと「有難う、火の用心します」と菊花を受け取られた。平成15年は、町内70歳以上の一人暮らし251人に届けられた。



火の用心の願いを込めて菊花を手渡す消防クラブ員

コラム

C O L U M N

2004

栄典制度の改革

総務課

日本国憲法に基づく国の栄典として、叙位、叙勲及び褒章があります。

国の栄典制度については、21世紀を迎え、社会経済情勢の変化に対応したものとするため、平成14年8月の閣議決定により見直しが行われ、平成15年秋から実施されました。

その主な内容は、勲章については、旭日章と瑞宝章について、従来の運用を改め、功労の質的な違いに応じた別種類の勲章として運用し、消防職団員については瑞宝章とする、

旭日章と瑞宝章について、勲七等及び勲八等に相当する勲等を廃止して、功労の大きさに応じた区分をそれぞれ6段階に整理するとともに名称を変更する、危険業務従事者叙勲を創設する等であり、褒章については、年齢にとらわれることなく速やかに顕彰する等です。

消防職団員が受章する勲章については、下図のとおり見直しが行われました。

消防職団員が受章する勲章

| 従前 | 見直し後 |
|----------|-------|
| 勲章名 | 勲章名 |
| 勲三等旭日中綬章 | 瑞宝中綬章 |
| 勲三等瑞宝章 | |
| 勲四等旭日小綬章 | 瑞宝小綬章 |
| 勲四等瑞宝章 | |
| 勲五等双光旭日章 | 瑞宝双光章 |
| 勲五等瑞宝章 | |
| 勲六等单光旭日章 | 瑞宝单光章 |
| 勲六等瑞宝章 | |

危険業務従事者叙勲は、著しく危険性の高い業務に精励した者のうち、国家又は公共に対し功労ある55歳以上の者に対し実施されるもので春秋叙勲と同じく、春は4月29日、秋は11月3日に実施されます。先日、第1回として634の方が受章されました。

また、藍綬褒章は、これまで消防団長で永年尽力した者を対象としてきましたが、平成16年より、団長のみならず、多年消防業務に従事し、その功労が顕著な消防団員を対象とすることにしています。



天ぷら油による火災の防止

予防課

平成14年中の建物火災の出火原因を見ると、こんろが原因によるものが最も多く、これらの火災の大半は天ぷら油等の動植物油に起因しています。

天ぷら油による火災は、水をかけてしまうなど消火方法を誤ると、被害を一層拡大するおそれがありますので、天ぷら油の特性及び危険性を十分理解しておく必要があります。

天ぷら油の特性

現在市販されている天ぷら油はその温度が発火点(約360～380)以上になれば、火種がなくとも発火して燃焼を始めます。

一般に家庭で使用する油量程度の天ぷら油を家庭用ガスこんろで加熱すると、約5分で揚げ物に適した温度(約160～200)に達し、そのままの状態に放置しておくと約10分ほどで異臭とともに白煙が立ち始め、20～30分で発火点に達し火がつきます。また、天ぷら油は天ぷらに使用したり、鍋に揚げかす等がある場合に、それが灯芯となるなどして200近くで発火するなど、加熱し始めてから発火するまでの時間が短くなる場合がありますので、ちょっと目を離れたすきに火災になってしまうことも考えられます。

離れる時は火を消す

天ぷら油火災の多くは、天ぷらを揚げているときに来客、電話、子供の世話などでこんろから離れた時のようなちょっとした油断が原因で発生しています。

このため、天ぷら油火災を防止するには、過熱防止装置付こんろや住宅用消火器、住宅用自動消火装置等を使用することが効果的ですが、いったんこんろに火を付けたら、絶対にその場を離れない、離れる必要があるときはこんろの火を消してから離れる習慣を付けることが重要です。

もしも天ぷら油火災が発生したら

天ぷら油火災が発生した時、水で消火しようとするとう炎が爆発的に拡大し、周囲に油が飛散して大やけどを負ったりするなど大変危険です。あわてないで炎の状態を確認し、次のように行動してください。

1. 天ぷら油火災が発生した場合は、消火器で消火することが最も確実ですが、炎が小さい場合は、こんろの火を止め、鍋の全面を覆うふたをして空気を遮断することにより消火できることもあります。ただし、すぐにふたととると再び発火するおそれがあるので、油温が十分下がるまで待ちましょう。
2. 炎が大きくなってしまったら、消火器で消火しましょう。最近では、住宅用に開発された小型で軽量の住宅用消火器や、エアゾール式簡易消火具など、容易に扱うことができるものがありますので、ご家庭の台所に備えておくと、万が一火災が発生したときも安心です。この場合も、できる限り速やかにこんろの火を止めることが必要です。

また、濡れたシーツ、バスタオル等で鍋を覆い、空気を遮断することにより消火することもできます。この方法は、かぶせる時に炎でやけどをしたり、あやまって鍋をひっくり返したり、鍋を覆うことができないこともありますので、十分注意して行う必要があります。

天ぷら油火災は、未然に防止できるように日頃から心がけることが大切ですが、万が一火災が起きた場合には、慌てず落ち着いて対処する必要があります。

天ぷら油火災の危険性を十分認識し、消火器の使い方などいざというときの行動力を身に付けておきましょう。

たき火による火災の防止

予防課

平成14年中(見込み)において、たき火による火災は4,410件発生しており、損害額は約14億円となっています。また、たき火で火災となった経過をみると、空気が乾燥した風の強い日にたき火をしたため、延焼拡大したり、また、火の粉が風により飛び火して周囲の可燃物に燃え移り火災となったり、消火が不十分であったため再び燃えだして火災となったものなどが多くなっています。

たき火による 火災の経過別出火件数

ワースト3 (平成14年中概数)

「たき火の延焼拡大」 1,639件 約37%

「火の粉の飛び火」 1,416件 約32%

「消し忘れ」 560件 約12.7%

たき火による火災は、一人ひとりの火の取扱いに対する“ちょっとした不注意”が原因となっています。

これから、たき火を行う機会が多い季節を迎えるに当たり、たき火をする時は、次の事項に十分注意して、火災を起こさないようにしましょう。

たき火をするときはバケツに
水を用意しておきましょう！



住宅防火推進協議会ホームページより

たき火を始める前の注意

- ・周囲に燃えやすいものがない場所で行いましょう。
- ・乾燥注意報等が出ているときや、風の強いときはやめましょう。
- ・水バケツ、消火器等による消火の準備をしましょう。
- ・多量の煙が出ると思われる場合は事前に消防署に連絡しましょう。

たき火をしているときの注意

- ・火を消すまで、その場を離れないようにしましょう。
- ・子供だけでは絶対にたき火をさせないようにしましょう。
- ・火の粉が飛ばないように少しずつ燃やし、着衣着火・やけど等に注意しましょう。

たき火が終わった後の注意

- ・再び燃え出さないよう完全に火が消えたことを確認しましょう。

また、重要文化財建造物等で市町村の火災予防条例により、たき火や喫煙を禁止している場所があります。これは、かけがえのない国民の財産である重要文化財建造物等を火災から守るために設けられているものです。

たき火をするときにはこれらの注意事項を守り、火災の防止に心掛けましょう。

住宅の耐震化と家具の転倒防止

防災課

地震はいつどこで起きるかわかりません。まだ記憶に新しい阪神・淡路大震災では、死者の約8割が建物の倒壊によるものであったと言われています。このような被害を少しでも軽減するために、住宅の耐震化や家具の転倒防止などが極めて重要であり、日頃から一人ひとりが地震に対する備えの意識をもつことが必要です。

<住宅の耐震化について>

自宅の建築年度の確認

昭和56年6月以降に建築確認を受けた建物については、改正後の建築基準法が適用されており、基本的に耐震性に問題はないと考えて構いません。

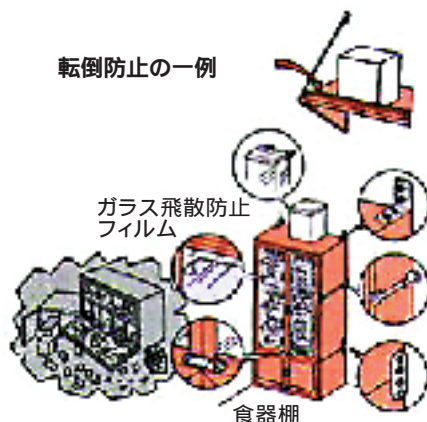
耐震診断の相談

自宅が昭和56年5月以前の建築であった場合、まずは自宅に建築確認を出してくれた役所の窓口にご相談するのが良いでしょう。耐震診断に関する補助制度を設けている自治体や無料で診断士を派遣してくれる自治体などもあり、これらの制度をうまく活用すると良いでしょう。また、行政以外では、地域の建築士会で相談を行っている場合もあります。

耐震補強の実施

耐震診断の結果、耐震性がないと判断された場合は、補強を行う必要があります。壁のすじかい等の追加、梁と柱の間を金具で補強したり、基礎を鋼材で補強する等、様々な方法がありますので、建築士や工務店と十分な相談をすることが必要です。

この場合も、工費の一部について自治体が補助制度を設けている場合がありますので、施工前に自治体の窓口で制度の確認を行うことをおすすめします。



<家具の転倒防止について>

家具配置等の工夫

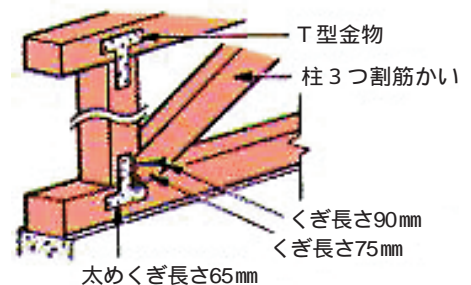
まずは、転倒被害を受けにくい家具配置について工夫してみてください。例えば、就寝場所が家具の側方部分となるよう配置したり、家具の転倒範囲に机などを配置し、就寝場所に転倒しないよう工夫するなど、お部屋の状況に合わせて工夫してみてください。また、大きな揺れの際の飛散を避けるため、テレビは低い位置に固定しておくなどの工夫も必要です。

具体的な転倒防止対策

配置の工夫だけではやはり限界があります。タンスや本棚などをL字金具や支え棒などで固定したり、食器棚に扉が開かないための金具を取り付けたり、冷蔵庫を転倒防止用ベルトで固定したり、具体的な転倒防止策を講じることが必要です。これらの器具については、家電メーカー・家具メーカーやその取扱い店に問い合わせてみたり、DIYショップ等で販売されているものを利用して良いでしょう。

住宅の耐震化や家具の転倒防止は、確かにコストを要しますが、既存の制度を活用することなどにより、通常より安価に対応できる場合もあります。ちょっとした意識の違いによって、大きな被害を避けられることがあります。まずは、手軽にできることから始めてみてはいかがでしょうか。

耐震補強の一例



柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているものは、補強をしておきましょう。



「防災・危機管理 e - カレッジ」 平成16年2月に運用開始

防災課

消防庁では、インターネットを活用して、防災・危機管理について学ぶことができる「防災・危機管理 e - カレッジ」を平成16年2月中に開設するよう取り組んでいます。この、e - カレッジは、住民の方々から地方公共団体の消防・防災担当者までを幅広く対象とする様々なコンテンツを持つもので、そのトップページは図1のようになります。

この「e - カレッジ」は、平成14年度に実施された「防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会」において、防災・危機管理教育の手法の一つとして、インターネットの普及に加え、ブロードバンド回線などの社会基盤の整備などが進んだことによって、インターネットを通して、家庭、学校、公共施設といったネットワークに接続されたコンピューターなどの機器を活用し、いつでも、どこでも繰り返し学べ、多くの人々に標準的な同一レベルの教育を提供することが有効であると提案され、消防庁でその実現に向け取り組んできたところです。

全体像は、図2の「防災・危機管理 e - カレッジ」の内容のとおりです。平成16年2月に開設するコンテンツは住民の方々に向けたものが中心となっており、「大地震を3日間生き延びる」や「基礎を学ぶ」の災害への備えコース等、図2の中で、黄色の網のかかっていない部分となります。その理由は、阪神・淡路大震災において、生き埋めにされたり、建物や家具に閉じこめられた者のうち、専門の救助隊に助けられたのは2%弱であり、98%の方は、自

力や家族・隣人によって救出されているという調査結果（1995年 日本火災学会実施）からもわかるように、全国に2,594万人いる自主防災組織（平成14年4月1日現在）や、災害時に活動するボランティアなどを始め、一人一人の防災に対する力が大変重要であるからです。

また、平成15年9月25日より、この「e - カレッジ」の内容をより充実したものとし、防災教育のプラットフォームとして位置付けられるように、学会や有識者の助言等を得るために開発協力者会議が発足し、継続して多くの助言をいただいております。平成15年11月20日には、東京ドームで開催されました自治体消防55周年記念大会において、「e - カレッジ」のコンテンツの一部を紹介しました。

来年度以降には、地方公務員や、消防職団員に対するカリキュラムや、小学生向けのカリキュラム(防災・危機管理 e - ランド)の充実を図ります。

図2 「防災・危機管理 e - カレッジ」全体像

(網掛け部分 は平成16年度以降構築予定)

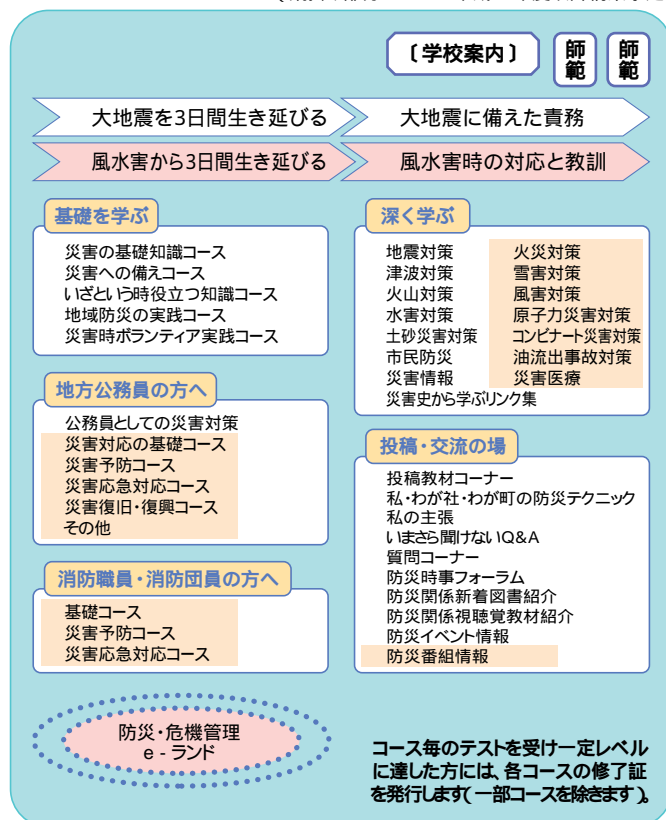


図1 e - カレッジのトップページ



林野火災を防ごう！ ～ 全国山火事予防運動～

防災課

平成15年10月から11月にかけて米国カリフォルニア州で山火事が発生し、報道によると焼失面積約30万ヘクタール、死者22人に上ったとされる甚大な被害をもたらしたことは記憶に新しいところです。日本における林野火災は、例年、春先に多く、特に土・日曜日を中心に発生しています。この時期は、山林や雑木林などに落ち葉や枯れ草が多く、また、湿度の低い気象状況が続き、乾燥注意報が頻繁に発表されます。週末を中心とした林野火災の発生は、近年のアウトドア・ブームの影響もあって、入山者の増加によるものと推測されます。

平成14年中の林野火災発生状況を見ると出火件数は3,343件(前年比336件増)、死者は17人(同8人減)、焼損面積は2,634ha(同861ha増)となっています。

林野火災の出火原因としては、「たき火」、「たばこ」、「火入れ」を出火原因とするものが全体の52.3%を占めるなど、火気の取扱いの不注意や不始末による失火が多くなっています。

消防庁では、林野庁と共同して、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを「全国山火事予防運動」の実施期間とし、消防関係機関の予防対策と警戒強化をはじめ、入山者、地域住民、小・中学校生徒を重点対象とした啓発活動や、駅、市町村の庁舎、登山口等へのポスターや警報旗の掲示、報道機関を通じた山火事予防思想の普及啓発、消防訓練などを通じ、山火事予防を呼びかけています。

失火による林野火災を未然に防ぐため、レクリエーションやドライブのために入山する方は、たばこの投げ捨てなどは絶対にしないなど、マナーの向上が不可欠です。また、林野周辺に居住している方や、業務により入山する機会の多い方は、火を使うときには、気象状況、周辺の可燃物の状況に注意するとともに、近くに消火用の水を必ず用意し、火から離れないようにするなど十分な管理をしてく

ださい。特に強風注意報や乾燥注意報などが発令されている時は、思いがけない飛び火や急激な火勢の拡大となり、大火災になりかねませんので、火気の使用は避けてください。

森林は、地球温暖化の主要な原因である二酸化炭素を吸収・貯蔵する貴重な資源であり、一度焼失してしまうと、その回復には長い年月と多くの労力を要することになります。林野火災の多くは、一人ひとりの注意でその発生を抑制することができるものなのです。林野における火気の取扱いには、十分気をつけましょう。

平成15年全国山火事予防運動重点事項

枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと

たき火の場所を離れる時は、たき火、火入れをしないこと

強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと

火入れの許可は必ず受けること

たばこの吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと

火遊びはしないこと



(写真提供：香川県)

平成15年度山火事予防の標語：「未来へと ひきつぐ森です 火の用心」



ふるさとを災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ

消防課

消防団は、本業を持ちながら、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、地域の安全と安心を守るために活躍している人たちが集まる、市町村の消防機関の一つです。

消防団はほとんどすべての市町村に設置され、平成15年4月1日現在、全国で3,598団、92万8,432人の消防団員が活躍しています。

消防団員は、消防防災に関する知識や技術を習得し、地域における消防防災の要として、消火活動のみならず、地震や風水害等多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導、災害防ぎょ活動など非常に重要な役割を果たし、地域住民の生命、身体や財産を守るために活躍しています。また、平常時においても、訓練のほか、住民への防火指導、各種広報、特別警戒、応急手当指導などに従事し、地域における消防防災力の向上、地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たしています。

近年は、女性の消防団活動への参加も増加しており、平成15年4月1日現在、全国で1万2,440人の女性消防

団員が一人暮らし高齢者宅への防火訪問、応急手当の普及など、女性の優しさや細かな配慮などを活かして活躍しています。

平成15年は、宮城県北部を震源とする地震、台風10号による風水害、九州地方の集中豪雨、十勝沖地震と大規模な災害が相次ぎましたが、これらの災害において、地元消防団は消防本部と連携し、昼夜を問わない献身的な消防活動を行い、住民から高い評価を得ています。

しかしながら、近年、社会情勢の変化等を受け、地域によっては消防団員数の減少、サラリーマン団員の増加や高齢化などの課題に直面しています。

自らの地域を自らの手で守るため、これからもより多くの方々が消防団活動に参加し、新しい守り手として活躍されることを期待しています。

消防団のホームページ

<http://www.fdma.go.jp/syobodan/>

電子メール

syobodan@fdma.go.jp



山林で消火訓練を行う消防団員（京都市消防局）



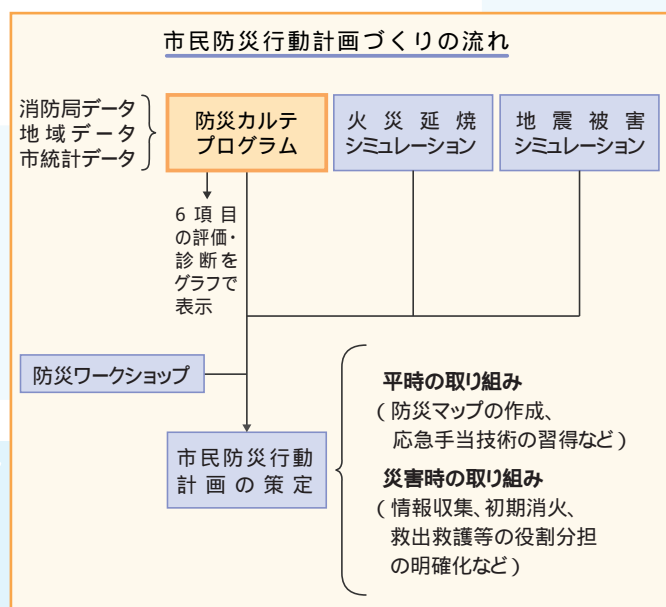
災害防ぎょ訓練を行う消防団員（彦根市消防団）

防災カルテプログラムを用いた 自主防災組織の市民防災行動計画づくり

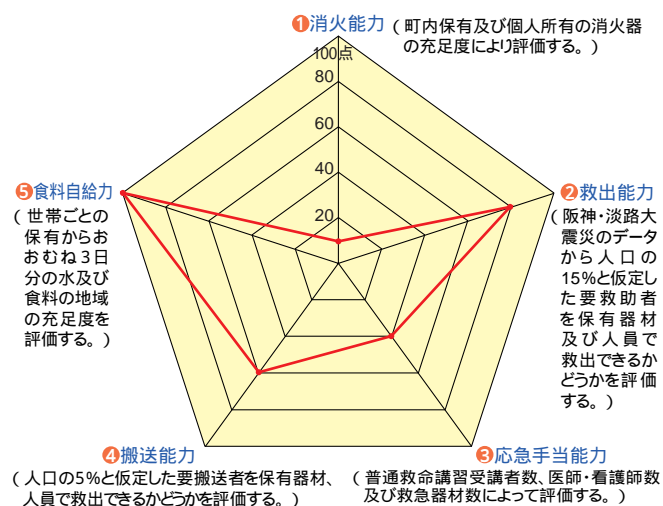
災害時に住民による自主防災活動が効果的に行われるためには、平時から組織づくりを行うとともに、防災資機材の整備や防災訓練の実施が必要です。災害対策基本法第5条第2項では、市町村が自主防災組織の充実に努めるべき旨が規定されており、実情に応じて町内会などを単位に組織の結成に努めることが求められています。

消防庁では、これまで自主防災活動の推進に要する補助金の交付や、「防災まちづくり大賞」による地域の優れた取り組みへの表彰、優民事例の全国への紹介等を行い、自主防災組織の育成・強化のための支援を行ってきました。特に、平成16年2月からは、インターネットを用いたe-カレッジによる防災・危機管理教育(本号26頁参照)も運用を開始します。そこでは、住民の方々に向けたものが中心となっており、一人ひとりが防災力を高めるために必要な「地域防災の実践」「災害時ボランティア実践」などの防災の基礎コースが用意されています。

このようななか京都市消防局では、自主防災組織のきめ細やかな育成・強化のため、防災カルテプログラムを作成し、平成15年度から本格的にコンピュータシミュレーションによる地域の防災力の評価・検証を行い、この結果を自主防災組織等に示し、住民自らの話し合い(防災ワークショップ)による町内ごとの市民防災行動計画の策定を促しています。その流れを図で示すと次のようになります。



防災カルテプログラムは、消防局の持つデータと地域住民が持つデータと、さらに京都市の統計データを重ね合わせ災害対応力の評価・検証を行うもので、次のような5項目の基本的な評価・診断の内容をグラフ等で表示します。



まとめ度(上の～までの各能力に地域行事の回数、タウンウォッチングの実施状況、防災マップの有無などにより、自主防災組織のまとめ度を加味して、総合的に評価する。)

防災カルテは、火災延焼シミュレーション、地震被害シミュレーションなどのイメージ画面とあわせて提示され、自主防災組織はそれに基づいて町内版の地域防災計画である市民防災行動計画を策定していきます。平成15年9月末現在で、市内約6,100の自主防災組織のうち676組織で市民防災行動計画が策定されました。市民防災行動計画の内容は、左図のような具体的なものとなっています。特に、防災カルテで示された地域防災力の不備を補うため、町内会費を用いるなどして次のような対策が図られるなどの奏功事例も出ています。

- ① 防災資器材の購入 防災器材格納施設設置と防災器材購入、防災器材点検表作成と定期点検の実施
- ② 防災用品の全世帯配付 非常ベル発信機の設置、非常持出袋・消火器、防災用ヘルメットの配付
- ③ 避難対策 年2回の要介護者支援の避難訓練の実施、路地内建物の一部改修による非常口の設置
- ④ 防災マップ関係 飲料水と生活用水井戸把握地図・消火器具配置地図・避難経路地図の作成

(近代消防社 編)

第 3 回

消防研究所シンポジウム

- 危険物の製造、貯蔵、使用、輸送及び廃棄における安全に関する国際シンポジウム -
Third NRIFD Symposium, -International Symposium on Safety in the Manufacture, Storage, Use, Transport, and Disposal of Hazardous Materials-

消防研究所

主催 独立行政法人 消防研究所

後援 総務省消防庁、(社)日本火災学会、地域安全学会、安全工学協会、全国消防長会、アジア消防長協会、日本消防検定協会、危険物保安技術協会、(社)日本化学工業協会、

1. 開催月日 平成16年3月10日(水)―12日(金)

2. 開催場所 消防研究所内(東京都三鷹市中原3-14-1)

3. 開催趣旨

危険物の製造、貯蔵、使用、輸送及び廃棄における安全を確保し、危険物による災害を防止するためには、危険物による事故事例を分析し、教訓を得て、規制等に的確に反映する必要がある。また、これらの情報については、データベース化し幅広く共有することが望まれる。

また、危険物に関する課題として、国際的な流通が指摘されている。各国内の輸送は、国内法に基づく一方、国際間の危険物輸送は、国際連合危険物輸送勧告書に従って行われる。危険物の安全、かつ、円滑な流通のためには、これらの調和が必要である。

そこで、危険物に関する国内外のエキスパートを招へいし、危険物の事故事例の分析とその教訓についての講演、意見交換、各国の事故データベースの紹介とともに、国連危険物輸送勧告書における諸問題についての討論を通じ、危険物の安全確保及び円滑な国際流通に貢献することを目的としてシンポジウムを開催する。

4. 使用言語 英語(適宜、通訳付き)

5. 参加費 無料(懇親会及び技術ツアーは有料)

6. 主要なテーマ

危険物の事故事例とその教訓、事故データベース
国連における危険物の輸送に係わる分類及び評価
試験法
その他(産業廃棄物等)

7. シンポジウム日程(予定)

3月10日(水)

- ・オープニングセッション
- ・基調講演:「多発する危険物災害の防止策」
横浜国立大学名誉教授 上原陽一
- ・セッション1 危険物災害防止策(1)
- ・セッション2 危険物災害防止策(2)

3月11日(木)

- ・セッション3 危険物の危険性評価(1)
- ・セッション4 危険物の危険性評価(2)
- ・懇親会(吉祥寺第一ホテル)(有料)

3月12日(金)

- ・セッション5 産業廃棄物施設災害対策その他
- ・技術ツアー(有料)

8. 申込み・問い合わせ先

独立行政法人 消防研究所

第3回消防研究所シンポジウム事務局

〒181-8633 東京都三鷹市中原3-14-1

Eメール: kiken1@fri.go.jp TEL: 0422-44-8392(FAX兼用)

11月の主な通知

| 発番号 | 日付 | あて先 | 発信者 | 標 題 |
|----------------------|-------------|-----------------------------|--------------------|--|
| 消防安第210号 | 平成15年11月4日 | 各都道府県消防防災主管部長 | 消防庁防火安全室長 | 国際観光レストラン登録制度の廃止に伴う消防法令適合通知書の交付について |
| 消防災第213号 | 平成15年11月6日 | 各都道府県消防防災主管部長 | 消防庁防災課長 | 「地方公共団体の地域防災力・危機管理能力評価指針」調査報告書の送付 |
| 消防救第279号 | 平成15年11月10日 | 各都道府県消防防災主管部長 | 消防庁救急救助課長 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う取扱いについて |
| 消防消第206号 | 平成15年11月11日 | 各都道府県消防主管部長 | 消防庁消防課長 | 消防職員の勤務時間等の適正な管理と運用について(通知) |
| 消防消第207号 消防予第281号 | 平成15年11月11日 | 各都道府県消防主管部長 | 消防庁消防課長 消防庁予防課長 | 業務用生ごみ処理機の管理に係る留意事項について |
| 消防消第219号 | 平成15年11月19日 | 各都道府県知事 消防学校設置市長 | 消防庁次長 | 消防学校の教育訓練の基準の全部改正について(通達) |
| 消防消第220号 | 平成15年11月19日 | 各都道府県消防主管部長 (消防学校設置市)消防長 | 消防庁消防課長 | 「消防学校の教育訓練の基準」の教育指標について(通知) |
| 消防消第222号 | 平成15年11月21日 | 各都道府県消防防災主管部長 | 消防庁消防課長 | 消防団詰所に係る日本放送協会との放送受信契約について(通知) |

消防庁人事

平成15年11月30日付

| 氏名 | 新 | 旧 |
|------|----------------------------|-----------------|
| 佐藤 敦 | 辞職(東京消防庁予防部査察課違反処理執行担当係長へ) | 予防課防火安全室予防・調査係長 |

平成15年12月1日付

| 氏名 | 新 | 旧 |
|-------|-----------------|------------------|
| 高橋 典之 | 予防課防火安全室予防・調査係長 | 東京消防庁福生消防署査察担当係長 |
| 齋藤 健一 | 総務課 併任 救急救助課 | |

広報テーマ

| 1 月 | | 2 月 | |
|---|--------------------------|---|--|
| 文化財防火デー 1月17日は「防災とボランティアの日」 消火栓の付近での駐車禁止 たばこによる火災の防止 | 予防課 防災課 消防課 予防課 | 天ぷら油による火災の防止 たき火による火災の防止 住宅の耐震化と家具の転倒防止 e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ 全国山火事予防運動 ふるさとを災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ | 予防課 予防課 防災課 防災課 防災課 消防課 |

編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 (〒100 - 8927)
電 話 03 - 5253 - 5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力 / ㈱近代消防社